

土地利用協議に対する市の取組について

私は平成 25 年 11 月に市民の皆様の支援を受け、市議となってから 8 回、一般質問で山間地域へのメガソーラー建設の危険性を指摘してきた。その都度執行部からは適切に指導するなどの答弁を受けた。しかしながら 5 月 10 日夜半に降った 24 時間雨量 139mm の僅かな雨で永水のメガソーラー建設現場で多くのガリー侵食が発生し、2つの調整池が溢れた。6 月 16 日、6 月議会中に事業者が新たに作ったモルタル吹き付けの沈砂池が破壊、市長もこの現場を確認した。調整池の土砂撤去作業中の 7 月 13 日、再び調整池が満杯になった。

さらに地元農家の方々が防災工事の進捗報告を受けた 7 月 20 日、2 時間雨量 80mm の夕立があり、調整池はほぼ満杯になった。県は施工中の雨水対策が不十分だったことが原因とし、芝張りとう設置、沈砂池の増設を指導している。ところがせっかく張った芝の下を雨水が洗って芝が流れ出している。天気が続きくと散水しないと枯れる。

8 月 23 日現在、調整池の土砂撤去は終わっていない。ところが事業者は地元農家の了承を得ないままパネル設置工事を再開した。今後の施工中、完成後も大きな災害が起こる懸念がある。市長、市職員、議員の共通認識であろうと思うが『市民の生命財産を守る』という観点から質問する。

- (1) 林地開発案件に限って市の土地利用対策要綱、県の土地利用対策要綱、森林法の適用範囲を示せ。

建設部長：10ha 以上の林地開発について、森林法と県土地利用対策要綱の両方の適用を受ける。ただし、造成の内容等により、同要綱の適用外となる場合もある。

農林水産部長：森林法の適用範囲について森林法第 5 条の規定により知事が樹立した地域森林計画の対象となる民有林で、保安林や保安施設地区、海岸保全区域に指定されていない森林が許可制の対象になり、土石の採掘、林地以外への転用、造成など土地の形質を変える行為によって 1ha を超えて開発する場合であり、県知事の許可が必要となる。

- (2) 県が市内の土地利用について協議し土地利用承認を与えた平成 25 年度以降の案件についての承認日付、所在地、事業社名、事業の目的、開発協定書の締結状況、住民説明会実施状況を問う。

建設部長：以下の 4 件いずれもメガソーラー案件

承認日	場所	事業者	協定書
H270430	霧島永水字トンダン	株式会社キリシマ	○
H270629	隼人町野久美田字上山田	ゲスタンプソーラー10合同会社	○
H271014	牧園町高千穂宇小谷	伸和工業株式会社	
H280222	福山町佳例川字塚ヶ野	エフビットコミュニケーションズ	

伸和工業とは開発協定の締結準備中、エフビットコミュニケーションズにも開発協定の締結を求める。

- (3) 県が市内の林地に対し開発許可を与えた平成 25 年度以降の案件についての許可日付、所在地、事業社名、事業の目的、開発協定書の締結状況、住民説明会実施状況を問う。

農林水産部長：平成 25 年度以降の林地開発許可案件

許可日	場所	事業者	説明会	協定書
H250329	牧園町高千穂字轟木山	轟木碎石		
H260213	霧島永水字松ヶ原	霧島木質燃料	○	×
H260407	霧島永水字中迫	マツオ電設	○	×
H260605	国分重久字篠ヶ迫	ユニ・ロット	△	×
H260801	国分川原字渡ノ上	薮久ガス	×	×
H260905	国分川原字有村	日本観光	×	×
H270202	福山町福沢字吉野	リミコーポレーション	○	×

H270713	隼人町野久美田字上山田	Gestamp Solar10	○	○
H270522	霧島永水字トンダン	キリシマ	○	○
H271016	牧園町高千穂字小谷	伸和工業	○	×
H271029	国分重久字有馬原	霧島地所	×	×
H280324	国分重久字野首	霧島地所	×	×
H280324	国分上之段字小松原	楽天信託	○	×

- (4) 平成 25 年度以降、市の土地利用対策要綱に基づき土地利用承認を与えた案件数、及びその中で開発協定を締結した事案数を問う。

建設部長：137 件であり、開発協定の実績は無い。

- (5) 霧島永水のメガソーラ建設現場の惨状の確認、指導目的で霧島市、鹿児島県は再々現地の監視を続けている。多額の行政費用がかかっている。

5 月 11 日以降の市が認識している現地状況、監視状況、地域住民への説明状況を時系列に沿った説明を求める。

建設部長：5 月 10 日の降雨以降、霧島総合支所が地域の窓口となり、本庁の関係課とともに現地調査や指導など組織的な対応を行っている。

建設部では5月に現地調査や事業者への指導を7回、住民説明会等に2回出席した。6月には現地調査や事業者への指導を6回、住民説明会への出席が1回、8月現地調査を1回行った。6月から8月にかけて霧島総合支所が53回の現地調査等を行っており、その状況については、適宜本庁も報告を受け、情報を共有している。それぞれの関係課においても、適宜現地調査等を行っている。

幹部の視察状況

役職	5月	6月	7月	8月
市長	1	2		
平野副市長	2	2		1
中村副市長	1	2		1
建設部長	3	2	2	
農林水産部長	4	2		1
生活環境部長	1	1		

- (6) 東襲山地区、清水地区、新町地区など手籠川の水を用いて稲作が行われている。用水路近くの田の取水口近くには粘土とシラスが堆積している。稲の生育にも大きな影響が考えられる。対象農家の被害調査、農地回復、補償交渉が必要と思われる。市の考えを問う

建設部長：開発事業者の調査報告や、職員による調査及び聞き取りを行った結果、手籠川から取水している一部の水田において、土壌の堆積は確認できたが、現地で耕作者の方々にお話を聞いた中では、農作物への影響は判断できないとのことであったので、現時点において、市としての見解は示せない。

- (7) 市の土地利用対策要綱はすばらしい内容の要綱である。この要綱の 22 条、23 条、24 条、25 条の狙いを示せ。

建設部長：本要綱を適用する開発行為者に対する指導のあり方、非協力者に対する措置のほか検査等について規定したものであり、無秩序な開発を防止し、良好な自然環境を保護するとともに、市民の安全と快適な生活空間の建設を実現することを目的としている。

- (8) 6 月議会で太陽光発電施設の設置について、景観法に基づく届出の対象とするよう所要の早期改正を検討しているとの答弁を受けた。進捗状況を問う。

建設部長：景観条例の改正について、改正以前に景観計画の変更が必要であり、霧島市景観審議会の意見を聞かねばならないことから、同計画の変更案を作成し、7 月 29 日に審議会を開催して、意見を聞いた。今後のスケジュールは、変更計画案について霧島市都市計画審議会等の意見も聞いた上で、条例改正の案を作成していく。

- (9) 牧園町下中津川でメガソーラ建設目的の森林伐採が行われている。その規模、現地の地形的特長を問う。霧島大窪、霧島田口に跨る正信ソーラホールディングスのメガソーラ建設計画の状況を問う。

建設部長：牧園町下中津川の森林については、対象森林面積が 0.32ha で、地形としては南側に向かってなだらかな斜面となっており、既に伐採は完了している。

霧島大窪・霧島田口に跨るメガソーラ建設については、6 月議会で土地所有者から、1 度相談があったと答弁したが、その後、市に対しての連絡は無い。

市長、見て下さい。鹿児島県から霧島市内の林地開発案件について開示を受けた書類である。東京都議会で『海苔弁』が流行っている。示す書類の内容は霧島市内のメガソーラの土地利用協議書である。未承認であるからということで非開示であるが、この件について霧島市は承知しているはずである。この案件は市のガイドラインに沿った管理監督をお願いしたい。

画像をご覧いただきたい。止上神社近くのたんぼの状況です。粘土、シラスが入り込んでいる田んぼです。農家の方の了承を得た上で田の土を掘りました。上部、3～4cmシラス、粘土が溜まっています。9月4日、台風12号通過後の現地状況です。時間僅か22ミリの雨で河川が濁った。右側の河川(湯之迫川)は綺麗です。左は手籠川です。グランドキャニオンが再現した。県の指導の下に芝張りをしたが、僅か22ミリの雨で芝がめくれている。県の指導で大丈夫で有るかを地元は心配している。地元の了解を得ないまま、パネル設置工事を開始した。そのパネルの下の芝もめくれている。これらの事実を前提に質問する。

Q：霧島市の10ha未満の林地開発案件で市民の生命財産を脅かすような事件があったかを問う。

都市計画課長：10ha未満の林地開発案件の土地利用協議は行っていない。

Q：霧島市の10ha未満の林地開発案件で市民の生命財産を脅かすような事件はなかったかを問うている。

建設部長：都市計画部局においては10ha未満の林地開発案件については開発協定を結ばないことから、そのような事実は把握していない。

Q：市長はご存知ですよね？ 霧島永水・中迫のマツオ電設のメガソーラ建設現場です。

市長：現場に行っているから知っている。

Q：10ha未満の林地開発案件で違法性が指摘された案件を承知しているか？

林務水産課長：沈砂池が未完成のままでパネル設置をしたという事例がある。

Q：もう一件ある。霧島木質燃料で調整池の完成検査を受けないまま、工事を始めたということで違法性が指摘されたが、知らないのか？

林務水産課長：承知していない。

Q：先ほど農林水産部長から11件の林地開発案件、2件抜けているのでは？

牧園の轟砕石の案件と永水・トンダンのメガソーラ、これらは林地開発許可書が出ていますね？

林務水産課長：手元に資料が無い、調べる。

Q：10ha未満の案件で事故が起こったり、法律無視が発生しているという事で、市長に問う。

10ha未満であれば、建設部所管の霧島市土地利用対策要綱に抵触しない。県の土地利用対策要綱にも抵触しない。事故が発生している。10ha未満の林地開発案件は県任せで良いのであろう

か、市民の生命財産を脅かす事件が発生している。市の土地利用対策要綱を改正し、市と開発協定を結ぶように促すか、市から県の森づくり推進課へ意見書を提出する。その中に開発協定を結ぶように記載し、開発協定が締結されるような対応は考えられないか？

市長：開発の意思決定をされた方は国、県、市の指導を受けながら事業を行う。用件毎にレベルがあってそれに満たない結果として事故があった場合、困ったことになることは分かる。その辺りの検討、勉強をし、あるべき姿を探す必要はある。

Q：建設部に問う。県の土地利用対策要綱に基づく意見書について、先ほどの 4 案件について霧島市は協定書を結ぶように記載したのはどの案件か？

都市計画課長：県の土地利用協議の案件について、県から地元と開発協定を結ぶ事という内容がある。4 件とも該当する。

Q：ここに霧島市が県に対して出した意見書がある。その意見書の中で開発協定書を結ぶべきと書かれているのは霧島・永水の一件だけである。残りの 5 件は記載されていない。これをどう考えるか？

都市計画課長：市の意見として書かれているか、否かということか？ 霧島・永水の開発案件については、これまでも色々あったから、そういった内容で。ただ霧島・永水の場合は以前、ゴルフ場の時から開発協定を結んでいた経緯があったから協定締結の意見を記入した。

Q：協定書が結ばれたのは霧島・永水だけであって、牧園も野久美田も協定書は結ばれていなかった。建設部ではどのような案件のときに協定について書く、書かないの基準があるのか？

都市計画課長：基準は特に無い。

Q：結果として問題が起こった。開発協定を結ぶ、結ばないとか。霧島市は 10ha を超す案件は必ず開発協定を締結して下さいとの意見を述べるべきではないか？

市長：現場では現実的な事が起こる。全体として適切な対応が、例えば 10ha を超すものについては全て協定を結ぶべき、危険性が想定される土地を鑑みて、県の方から、それを促す責任、義務は無いの？ という事であるのか分からないが、その辺りを良く調整してガイドラインの在り方を詮議する必要があるのではと今感じた。

Q：ガイドラインではもっと狭い敷地であっても結びなさいとなっている事から、今後はそのような事は無いであろうが、今までの建設部の対応はおかしいのではと指摘した。

メガソーラは転売による利益確定の動きがある。霧島メガソーラ発電所の土地の地上権設定の書類には『地上権者は、地上権設定者の承諾なく、投資家等に対し譲渡することができる。』との契約書になっている。住民や市が知らないうちに転売が行われ、責任の所在があやふやになりかねない、市はどのように思うか？

建設部長：市と事業者が結ぶ開発協定の中で事業の権利などを譲渡、承継しようとする場合は、市との協議が必要。事業譲渡等を行う事になった場合、市は権利などを譲り受けた者と協定を締結するといった条項がある。

Q：そのとおりである。協定書の重大さがここに書かれている。協定書は約束事だ、紳士協定だなどと言っていたら、その場所が転売されて保守管理責任がうやむやになってしまう、このような事があるのではと思っている。

建設部長：協定に基づくならば転売する時点で市の方に協議申入れがあり、市と転売先と協定を結ぶ。特に問題は無い。

Q：ガイドライン 13 項に発電設備の名称、設置場所の住所、発電設備の出力、事業者名称、連絡先その他必要な事項の看板設置の規定がある。看板が設置されていない施設がある。今後どのように扱うか？

環境衛生課長：6 月議会でガイドラインの施行時点の開発中のもの、今後計画が為されるもの、これ

らについては全てガイドラインを適用し看板設置を求める。稼動済みの施設については現在のところ、特に住民との問題も無いようであるので、看板設置の対応は求めている。今後、対応可能なもので住民の不安が払拭されるのであれば、看板設置の協力を求めて行けると思う。

Q：副市長に伺う。（パネル設置の画像を示し）これが現実である。地元住民は納得していない、了承しないまま、県は芝を張ったからパネル設置しても良いとの暗黙な了解を与えたようである。地元住民は芝が根付かない内に何事かと申し入れている。どのように思うか？

平野副市長：写真撮影日は 9 月 3 日？ 8 月 24 日に現地視察をした。芝が施工されており、画像のような状況ではなかった。視察時はパネルの架台施工中であった。支所の担当課長と一緒に視察している。その時点で市としては 5 月 10 日以降の現地調査において施工者には防災工事を最優先するよう要請してきた。地元と事業者の間でも防災工事を最優先するとの合意があったと聞いていたので、地元との協議が整わない中でのパネル設置工事は遺憾であるとして担当に調査指示をした。

Q：住民はメガソーラの設計に疑問を持っている。県は施工方法で様々な指導をしている。東京エネシスは設計業者との契約を破棄したと、住民の前で発言した。霧島支所産業建設課長に伺う。この発言があったことの確認を求める。

霧島支所産業建設課長：計画段階のコンサル会社は林地開発申請までの業務を担当しており、それ以降は施主が担当している。

Q：地元は特別な条件の設計を求めた。設計業者が変わったということは地元の不安は募る。設計業者が変わるといことは認められるのか？

中村副市長：設計会社が事業者と契約し設計する。設計会社が変わったことは把握していない。事業者が責任を持って対応するべきことと思う。

Q：現在の事業者を確認しなさい、私たちとの約束が設計に反映されているか、約束どおりの施設が完成するかは住民が確認しなさいということか？

中村副市長：設計を委託するのは事業者であって、当初設計した会社の契約範囲が開発までであって、その後どうなるかは、仮に別な会社が変わるとすれば、引き続き対応することが大事である。事業者が全体を把握して説明、必要な対応をすべきと思う。

Q：市民の方から通報があって牧園の龍馬公園の階段で崩落がある。上部の森林伐採が原因ではないか、ここにメガソーラ建設構想があると聞いた。事実関係を問う。

林務水産課長：この場所の森林伐採は森林法に基づく伐採届けがあり、一般的な林業生産活動である。

Q：伐採地の画像であるが、ここからの雨水ではないかと推察されると指摘しておく。塩浸し温泉の上には茶畑がある。ここにメガソーラ建設計画があるようだが、把握しているか？

林務水産課長：把握していない。

Q：県の土地利用承認案件で場所が分からない案件が 4 件ある。その中の一件ではないかと推察されるが、都市計画課は分からないか？

都市計画課長：確認したい。

Q：市長に伺う。平成 22 年 7 月永水で洪水が発生した。当時の建設部長は調整池の中から草が生えているのに問題無いとの発言に地元住民は腹立たしさを感じた。川東建設部長は主として林地開発等に規定される専門的な技術指導や、許可条件に付した内容についての全般的な指導を行うのは県の役割との認識を示されています。

市民の生命財産を守るためには県任せではなく、申請書類の問題点の拾い出し、事故があったときの原因分析、問題指摘を出来る技術者の確保が必要と思われます。市長の見解を問う。

市長：それぞれの行政レベルでそれぞれの責任があることはわかる。しかし現場の声は、言うべきは言わねばならない。そのとおりである。